

●質問及び回答

対象
案件 水道局藻岩浄水場において使用する電力（高圧電力Ⅰ型（一般）及び自家発補給電力B）

N o	質問日	公表日	質問事項	回答
1	6月5日	6月6日	弊社では、自家発補給電力Bの基本料金単価について、「自家発補給電力使用時と不使用時で単価が異なる（不使用時は使用時の20%）」と設定しております。 弊社とご契約頂く場合は、上記のとおり条件により適用される基本料金単価が異なることとなりますが、本条件を認めていただけるか。 また、「契約単価積算内訳書」の基本料金単価において、「使用時」「不使用時」の区分を記載できない仕様になっておりますが、応札にあたり、上記のとおり条件を変更して積算内訳書を作成することを了承いただけるか。	契約書別紙「単価一覧 1 基本料金（2）自家発補給電力B ウ」の記載に基づき、協議いたします。 また、「契約単価積算内訳書」の基本料金単価において、「使用時」「不使用時」の区分を記載した内訳書を作成することは差支えございません。
2	6月5日	6月6日	契約書（案）「単価一覧 2 電力量料金」の規定について、予備電源の電力量料金単価の記載欄がないため、「例：（3）予備電源」のように追記させて頂くことは可能か。	予備電源の電力料金単価について、貴社ご提示例のように追記いただいて差支えございません。
3	6月5日	6月6日	契約書（案）について、弊社が落札した場合には、弊社の電力契約標準約款に基づき、記載内容の変更・追加等について協議頂くことは可能か。	契約約款第21条第2項に基づき、協議に応じます。
4	6月5日	6月6日	次の場合に、契約開始前または契約期間満了前であっても、電気料金その他の供給条件は変更後の約款によることを協議いただけるか。 ・消費税および地方消費税の税率の変更等やむをえない要因が生じた場合 ・託送供給等約款およびその他の供給条件等の変更または法令の制定もしくは改廃により、約款を変更する必要がある生じた場合 ・その他、約款を変更すべき合理的な事由が生じた場合	仕様書第3項及び契約約款第12条に基づき協議に応じます。 ただし、協議については契約日以降に行うものとします。
5	6月5日	6月6日	契約書（案）第11条第2項において、電気料金の具体的な算定内容（端数処理含む）の規定中「一般送配電事業者」とあるが、「みなし小売電気事業者（旧一般電気事業者）」と読み替えてよろしいか確認したい。	契約約款第11条2項の「一般送配電事業者」の記載は、あくまでも「その他の要因」の一例として挙げた「託送条件」に関するものであり、読み替えを行うことはできません。しかしながら、電気料金の算定に係る各種調整額については、仕様書第3項のとおり、「みなし小売り電気事業者」が定める供給約款によるものと定めております。

●質問及び回答

対象
案件 水道局藻岩浄水場において使用する電力（高圧電力Ⅰ型（一般）及び自家発補給電力Ｂ）

Ｎｏ	質問日	公表日	質問事項	回答
6	6月5日	6月6日	契約の開始以降１年に満たないで電気の使用を廃止または契約電力を減少しようとする場合には、弊社は需給契約の消滅または変更の日に、料金（１年未満の使用部分に対し臨時電力（常時契約の1.2倍））を適用し、既に申し受けた料金との差額）および工事費等の精算していただくことを認めていただけるか。	契約約款第７条第３項に基づき、協議いたします。
7	6月5日	6月6日	弊社は「延滞利息制度」を導入しており、支払期日（支払義務発生日の翌日から起算して３０日目）経過後に電気料金が支払われる場合には、その経過日数に応じて年１０％の割合（１日あたり約０．０３％）で算定した延滞利息をお支払いして頂く制度に応じて頂けるか。 なお、延滞利息は、その算定の対象となる料金から、消費税等相当額から再生可能エネルギー発電促進賦課金に係る消費税等相当額を差し引いたものおよび再生可能エネルギー発電促進賦課金を差し引いた金額に年10パーセントの割合（閏年の日を含む期間についても、365日当たりの割合とする。）を乗じて算定してえた金額となる。	契約約款第11条第６項及び第８項の規定のとおりといたします。
8	6月9日	6月12日	【燃料費調整について】 契約書（案）第11条２項（２）に「一般送配電事業者（以下「一般送配電事業者」という。）が定める託送条件等）による電気料金の調整額」とあり、契約書（案）単価一覧の最下部に「当該地域におけるみなし小売電気事業者が用いる方法を準用する」と記載があり、相違がございます。 一般送配電事業者（北海道電力ネットワーク株式会社様）の最終保証供給約款で定める燃料費調整額と市場価格調整額と、みなし小売電気事業者（北海道電力株式会社様）の標準供給条件（電力標準契約約款）のどちらを正とするのかご教示いただけますでしょうか。	契約約款第11条第２項第２号の「一般送配電事業者」の記載は、あくまでも「その他の要因」の一例として挙げた「託送条件」に関する記載になります。 電気料金の算定に係る各種調整額については、仕様書第３項のとおり、「みなし小売電気事業者」が定める供給約款によるものと定めておりますのでご確認ください。
9	6月9日	6月12日	【燃料費調整の条件について】※上記（No.8）ご回答が一般送配電の場合にご回答ください。 請求書に記載のご利用月に該当する月の燃料費（等）調整単価（一般送配電事業者公表）を適用としますが、ご了承いただけますでしょうか。	
10	6月9日	6月12日	【政府の電気料金支援について】 電気・ガス価格激変緩和対策措置や酷暑乗り切り緊急支援などの政府の支援政策が再度実施されることとなった場合、弊社では燃料費調整単価からのお値引きではなく、別項目を設けてのお値引きとなります。ご了承いただけますでしょうか。	

必ずしも燃料調整費単価からのお値引きである必要はございません。
なお、別に設定される項目につきましては、別途協議いたします。

●質問及び回答

対象
案件 水道局藻岩浄水場において使用する電力（高压電力Ⅰ型（一般）及び自家発補給電力B）

N o	質問日	公表日	質問事項	回答
11	6月9日	6月12日	【請求書の請求方法について】 郵便物の配達遅延及び紛失への対策、改正電子帳簿保存法への対策、今般の社会情勢や環境配慮のためのペーパーレス化等を目的に、電気料金請求書等の帳票をWEBページでご確認いただく方法をご了承いただけますでしょうか。	契約約款第11条第1項に記載のとおり、請求は書面によるものといたします。
12	6月9日	6月12日	【請求書の発行について①】 弊社では仕様書や契約書（案）に記載がない場合、供給施設内にご入居されている企業様に対して分割して請求書を発行することができません。供給地点特定番号毎の請求書発行となりますが、ご了承いただけますでしょうか。	分割請求が必要となる施設はございません。
13	6月9日	6月12日	【契約電力について】 現在の契約電力は仕様書記載のとおりでよろしいでしょうか。異なる場合はご教示ください。	仕様書記載のとおりとなります。
14	6月9日	6月12日	【計量日について】 現在の計量日をご教示ください。	計量日時は毎月1日0時となっております。
15	6月9日	6月12日	【電力供給会社について】 現在の電力供給会社をご教示ください。	北海道電力株式会社となります。
16	6月9日	6月12日	【料金の請求について】 弊社では、計量結果の報告（通知書）を請求書に記載しているご利用の内訳で替えさせていただいております。検針結果等の通知書を請求書発行前に別途行うといった対応は行っておりませんが問題ございませんでしょうか。また、検査合格後の日付にて請求書の再発行は致しかねますのでご了承いただけますでしょうか。	検針結果等の通知書を別途提出の必要はございません。また、請求書に記載する内訳につきましては、契約約款第11条第1項及び第5項に記載したとおりといたします。
17	6月9日	6月12日	【契約保証金について】 札幌市水道局契約規程（平成4年規程第9号）第25条規程に該当する場合、免除のために必要な手続き、提出書類（契約書の写し等）はございますか。 提出書類がある場合は、提出期日についてもご教示ください。	契約保証金については、入札説明書第6項第2号及び契約約款第4条に記載のとおり、受注者が札幌市水道局契約規程第25条各号に該当した場合は免除となりますが、提出いただく書類は対応する各号によって異なるため、受注者に対して別途ご連絡いたします。また、提出期日についても、提出いただく書類等の内容を鑑み、併せて個別にご連絡いたします。